

平成29年8月1日

## 指名停止等措置要領の運用基準

指名停止等の措置については、「指名停止等措置要領」（平成16年4月1日要領第14号）に基づき講じられてきたところであるが、その運用について、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」（平成16年4月20日採択）に準拠して下記のとおり定める。

### 記

#### 1 第1第1項関係

指名停止の期間中の有資格者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。

#### 2 第2関係

一 下請負人又は共同企業体の構成員に指名停止を併せ行うときの措置対象区域は、元請負人又は共同企業体の措置対象区域の範囲内とする。

二 第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格者を、共同企業体を通じて指名しないための措置であり、既に対象である工事について開札済みであって新たな指名が想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。

三 第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格者を、共同企業体を通じて指名しないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないため、同項の規定に基づく指名停止については、第3第2項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。

#### 3 第3第2項関係

一 有資格者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。

二 下請負人又は企業共同体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。

とする。

#### 4 第4関係

- 一 指名停止期間の加重については、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。
- 二 第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- 三 「他の公共機関の職員」（第5号並びに別表2第2号、第3号、第6号、第7号及び第9号関係）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員と見なされる場合を含むものであること。さらに、私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

#### 5 第5第1項関係

- 一般工事における事故に関して指名停止を行う場合においては、当該事故の原因について作業員個人の責任が大きく、請負人の責任が小さいと認められるときは、指定区域の一部を限定して指名停止を行うことができるものとする。

#### 6 別表1関係

- 一 環境省が発注する中間貯蔵事業に係る工事で、会社が委託を受けて行う事業と密接に関連する工事は、「会社発注工事」に含むものとする。（第2号、第4号、第5号及び第7号関係）
- 二 一般工事における過失による粗雑工事（第3号関係）について、かしが重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。
- 三 会社発注工事及び一般工事のいずれの工事においても、次の場合は原則として指名停止を行わないものとする（第5号から第8号まで）。
  - イ 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）
  - ロ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）
- 四 会社発注工事における事故（第5号及び第7号関係）について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則としてイの場合とする。ただし、ロによるものが適当である場合には、これによることができる。
  - イ 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置

していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

ロ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

五 一般工事における事故（第6号及び第8号関係）について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

## 7 別表2関係

一 「会社の役社員」（第1号、第5号、第8号、第10号及び第13号関係）には、環境省の中間貯蔵事業に従事する環境省職員を含むものとする。

二 「代表権を有すると認めるべき肩書」（第1号関係）とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。

三 独占禁止法第3条に違反した場合（第4号から第6号まで及び第11号イ）は、次のイからニまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

イ 排除措置命令

ロ 課徴金納付命令

ハ 刑事告発

ニ 有資格者である法人の代表者、有資格者である個人又は有資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従事者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

四 独占禁止法第8条第1号に違反した場合（第4号及び第5号関係）は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

五 別表第2第4号から第6号まで及び第11号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の最大2分の1の期間まで短縮できるものとする。この場合において、別表第2第4号から第6号まで及び第11号イに規定する期間の短期を下回る場合においては、第3第3項の規定を適用するものとする。

六 「業務」（第4号及び第14号関係）とは、個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務全般をいうものとする。

七 建設業法違反行為（第12号及び第13号関係）については、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。

イ 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が、指定区域内における建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

- ロ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（軽微なものを除く。）
- 八 業務に関する「不正又は不誠実な行為」（第14号関係）とは、原則として、次の場合をいうものとする。
  - イ 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が、指定区域内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
  - ロ 会社発注工事に関して、落札決定後辞退、有資格者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合